

令和元年第5回（12月）吉川市議会定例会

議 案 書

吉 川 市

No.	議案番号	件名	頁
1	第 79 号議案	吉川市手話言語条例	1
2	第 80 号議案	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	4
3	第 81 号議案	市長及び副市長の給与等に関する条例及び吉川市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例	6
4	第 82 号議案	吉川市職員の給与に関する条例及び吉川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	8
5	第 83 号議案	指定管理者の指定について	24
6	第 84 号議案	指定管理者の指定について	25
7	第 85 号議案	工事請負契約の変更契約の締結について	26
8	第 86 号議案	吉川市学校給食センター整備運営事業契約の変更契約の締結について	27
9	第 87 号議案	市道の路線認定について	28
10	第 88 号議案	令和元年度吉川市一般会計補正予算（第 4 号）	-
11	第 89 号議案	令和元年度吉川市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	-
12	第 90 号議案	令和元年度吉川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）	-
13	第 91 号議案	令和元年度吉川市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	-
14	第 92 号議案	令和元年度吉川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	-
15	第 93 号議案	令和元年度吉川市吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）	-
16	第 94 号議案	令和元年度吉川市水道事業会計補正予算（第 1 号）	-
17	第 95 号議案	令和元年度吉川市下水道事業会計補正予算（第 3 号）	-

## 第79号議案

### 吉川市手話言語条例

手話は、音声言語とは異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語です。

ろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として、手話を大切に育んできました。ろう者にとって、手話はかけがえのないものであり、生きていくための大切な言語です。

しかし、これまで手話が言語として認められてこなかったことや手話を使用する環境が整えられてこなかったことから、ろう者は、多くの不便や不安を感じながら生活していた歴史があります。

ここに私たちは、手話は言語であるとの認識に基づき、手話の理解と広がりをもって、ろう者とろう者以外の者が互いの言語を尊重し合い、意思疎通を図り、誰もが安心して暮らすことができる吉川市を目指し、この条例を制定します。

#### (目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解及び手話の普及の促進並びに手話を使用しやすい環境の整備に関し基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって、すべての市民が共生することのできる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

#### (基本理念)

第2条 言語である手話は、意思疎通の手段として一方的なものではなく、市民相互に必要な言語として尊重されなければなりません。

#### (市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するために前条の基本理念にのっとり、手話に対する理解及び手話の普及の促進を図るとともに、手話を使用しやすい環境を整備するために必要な施策を講ずるものとします。

#### (市民の役割)

第4条 市民は、第2条の基本理念に対する理解を深めるとともに、市の推進する施策に協力するよう努めるものとします。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、第2条の基本理念に対する理解を深めるとともに、市の推進する施策に協力し、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、及び働きやすい環境を整備するよう努めるものとします。

(施策の推進)

第6条 市は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画において、次に掲げる施策について定め、これを総合的かつ計画的に実施するものとします。

- (1) 手話に対する理解及び手話の普及を促進するための施策
- (2) 手話による情報の提供及び取得に関する施策
- (3) 手話を使用しやすい環境の整備に関する施策
- (4) 手話通訳者の確保及び養成その他手話による意思疎通支援に関する施策
- (5) 手話を学ぶ機会の確保に関する施策
- (6) 災害時における情報の提供及び取得並びに意思疎通支援に関する施策
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

2 市は、前項各号に掲げる施策を実施するときは、ろう者その他の関係者の意見を聴くよう努めるものとします。

(学校等における手話の理解等)

第7条 市は、学校、保育所等の活動において、手話を学ぶ機会及び手話に触れる機会の確保に努め、手話に対する理解及び手話の普及の促進に努めるものとします。

(財政上の措置)

第8条 市は、第6条第1項各号に掲げる施策及び前条に規定する取組を実施するために必要な財政上の措置を講ずるものとします。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行します。

令和元年11月29日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解及び手話の普及の促進を図ることにより、すべての市民が共生することのできる地域社会の実現を目指すため、この案を

提出するものである。

## 第80号議案

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年吉川町条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、 <u>100分の225</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 略	(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、 <u>100分の222.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 略

### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和元年11月29日提出

吉川市長 中原恵人

## 提案理由

議会の議員の期末手当の支給額を改定したいので、この案を提出するものである。

## 第81号議案

市長及び副市長の給与等に関する条例及び吉川市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 市長及び副市長の給与等に関する条例(昭和44年吉川町条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在)において市長等が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、 <u>100分の225</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。  (1)～(4) 略	(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在)において市長等が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、 <u>100分の222.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。  (1)～(4) 略

(吉川市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 吉川市教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和44年吉川町条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分



に改める。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

#### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和元年11月29日提出

吉川市長 中原恵人

#### 提案理由

市長、副市長及び教育長の期末手当の支給額を改定したいので、この案を提出するものである。

## 第82号議案

吉川市職員の給与に関する条例及び吉川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(吉川市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 吉川市職員の給与に関する条例(昭和32年吉川町条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別紙と表示された部分にあつては、当該別紙中下線が引かれた部分。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別紙と表示された部分にあつては、当該別紙中下線が引かれた部分。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第18条 期末手当は、6月1日及び12月1日 (以下この条から第18条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第18条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員(第20条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第18条 期末手当は、6月1日及び12月1日 (以下この条から第18条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第18条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、<u>若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、</u>又は死亡した職員(第20条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2及び3 略</p>

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5及び6 略

第18条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 略

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員

(3)及び(4) 略

(勤勉手当)

第19条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間における勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5及び6 略

第18条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 略

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員（同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）

(3)及び(4) 略

(勤勉手当)

第19条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間における勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を

<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額<u>に、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>別紙2</p>	<p>除く。)についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した職員にあっては、退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額<u>に100分の92.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>別紙1</p>
---	--

第2条 吉川市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(住居手当)	(住居手当)

<p>第9条の3 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額<u>16,000円</u>を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。）</p> <p>(2) 略</p> <p>2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額</p> <p>ア 月額<u>27,000円</u>以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>16,000円</u>を控除した額</p> <p>イ 月額<u>27,000円</u>を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>27,000円</u>を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が<u>17,000円</u>を超えるときは、<u>17,000円</u>）を11,000円に加算した額</p> <p>(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が</p>	<p>第9条の3 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額<u>12,000円</u>を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。）</p> <p>(2) 略</p> <p>2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額</p> <p>ア 月額<u>23,000円</u>以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>12,000円</u>を控除した額</p> <p>イ 月額<u>23,000円</u>を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>23,000円</u>を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が<u>16,000円</u>を超えるときは、<u>16,000円</u>）を11,000円に加算した額</p> <p>(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が</p>
---	---

<p>定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 略</p> <p>3～5 略</p>	<p>定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 略</p> <p>3～5 略</p>
---	---

(吉川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 吉川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年吉川市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(特定任期付職員の給料表等)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」とい</p>	<p>(特定任期付職員の給料表等)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」とい</p>

う。)には、次の給料表を適用する。

職務の級	給料月額 (円)
1 級	<u>375,000</u>
略	

2及び3 略

(特定業務等従事任期付職員の給料表等)

第8条 第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定業務等従事任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。

職務の級	給料月額 (円)
1 級	<u>171,700</u>
2 級	<u>188,700</u>
3 級	<u>231,500</u>
4 級	<u>264,200</u>
5 級	<u>289,700</u>

2及び3 略

う。)には、次の給料表を適用する。

職務の級	給料月額 (円)
1 級	<u>374,000</u>
略	

2及び3 略

(特定業務等従事任期付職員の給料表等)

第8条 第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定業務等従事任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。

職務の級	給料月額 (円)
1 級	<u>170,100</u>
2 級	<u>187,200</u>
3 級	<u>230,000</u>
4 級	<u>263,000</u>
5 級	<u>288,900</u>

2及び3 略

## 附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定(吉川市職員の給与に関する条例第19条第2項第1号中「100分の92.5」を「、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5」に改める改正及び別表の改正(次項において「給与改定に係る改正」という。))を除く。)は令和元年12月14日から、第2条の規定は令和2年4月1日から施行する。

2 第1条の規定(給与改定に係る改正に限る。次条において同じ。)による改正後の吉川市職員の給与に関する条例(次条において「改正後の給与条例」という。)の規定

及び第3条の規定による改正後の吉川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次条において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の吉川市職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の吉川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（住居手当に関する経過措置）

第3条 第2条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の吉川市職員の給与に関する条例第9条の3の規定により支給されていた住居手当（同条第1項第1号に掲げる職員に支給するものに限る。）の月額が2,000円を超える職員であつて、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（規則で定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の吉川市職員の給与に関する条例（第1号及び第2号において「改正後の給与条例」という。）第9条の3の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があつた場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

- (1) 改正後の給与条例第9条の3第1項第1号に該当しないこととなる職員
- (2) 旧手当額から改正後の給与条例第9条の3第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

（規則への委任）

第4条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

令和元年11月29日提出



提案理由

人事院勧告の趣旨を踏まえ、一般職の職員の給料及び手当の額を改定するとともに、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正に伴う所要の改正を行いたいので、この案を提出するものである。

別紙1  
別表第1(第3条関係)

給料表

(単位 円)

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	144,100	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100
	2	145,200	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500	410,500
	3	146,400	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000
	4	147,500	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400
	5	148,600	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300
	6	149,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600
	7	150,800	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700
	8	151,900	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	153,000	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	154,400	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	155,700	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	157,000	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	158,300	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	159,800	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	161,300	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	162,900	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	164,200	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	165,700	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	167,200	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	168,700	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	170,100	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	172,800	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	175,400	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	178,000	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	180,700	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	182,400	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	184,000	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	185,700	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	187,200	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
	30	188,900	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
	31	190,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
	32	192,400	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
	33	194,000	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
	34	195,800	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
	35	197,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700

再任  
職員  
以外  
の  
職員

36	<u>199,400</u>	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	<u>200,900</u>	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	<u>202,700</u>	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	<u>204,500</u>	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	<u>206,300</u>	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	<u>207,900</u>	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	<u>209,700</u>	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	<u>211,500</u>	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	<u>213,300</u>	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	<u>214,700</u>	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	<u>216,500</u>	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	469,100
47	<u>218,200</u>	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	469,500
48	<u>220,000</u>	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	469,800
49	<u>221,700</u>	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	470,100
50	<u>223,400</u>	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	470,600
51	<u>225,000</u>	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	471,000
52	<u>226,600</u>	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	471,300
53	<u>228,000</u>	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	471,600
54	<u>229,700</u>	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	472,100
55	<u>231,300</u>	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	472,500
56	<u>232,900</u>	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	472,800
57	<u>234,000</u>	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	473,100
58	<u>235,500</u>	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	473,600
59	<u>236,900</u>	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	474,000
60	<u>238,200</u>	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	474,300
61	<u>239,500</u>	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	474,600
62	<u>240,700</u>	325,700	365,200	381,700	404,100	445,300	475,100
63	<u>241,700</u>	326,500	365,900	382,300	404,400	445,600	475,500
64	<u>242,900</u>	327,300	366,600	382,900	404,700	445,900	475,800
65	<u>244,200</u>	328,200	366,900	383,300	405,000	446,200	476,100
66	<u>245,300</u>	328,600	367,600	383,900	405,300	446,600	476,600
67	<u>246,500</u>	329,300	368,300	384,500	405,600	446,900	477,000
68	<u>247,800</u>	330,100	369,000	385,100	405,900	447,200	477,300
69	<u>248,700</u>	330,900	369,300	385,500	406,100	447,500	477,600
70	<u>250,100</u>	331,600	369,900	386,000	406,400	447,900	478,100
71	<u>251,500</u>	332,300	370,600	386,500	406,700	448,200	478,500
72	<u>252,900</u>	333,000	371,200	387,100	407,000	448,500	478,800
73	<u>254,300</u>	333,500	371,500	387,400	407,200	448,800	479,100
74	<u>255,700</u>	334,100	372,100	387,800	407,500	449,200	
75	<u>257,100</u>	334,600	372,800	388,200	407,800	449,500	

76	<u>258,400</u>	335,200	373,400	388,600	408,000	449,800	
77	<u>259,600</u>	335,500	373,800	388,900	408,200	450,100	
78	<u>260,900</u>	336,000	374,300	389,200	408,500	450,500	
79	<u>262,300</u>	336,400	374,900	389,500	408,800	450,800	
80	263,600	336,900	375,400	389,800	409,000	451,100	
81	264,700	337,300	375,900	390,000	409,200	451,400	
82	265,800	337,800	376,500	390,300	409,500	451,800	
83	267,100	338,300	377,000	390,600	409,800	452,100	
84	268,400	338,800	377,300	390,800	410,000	452,400	
85	269,400	339,100	377,700	391,000	410,200	452,700	
86	270,500	339,500	378,200	391,300	410,500	453,100	
87	271,800	340,000	378,600	391,600	410,800	453,400	
88	273,100	340,400	379,000	391,800	411,000	453,700	
89	274,000	340,700	379,400	392,000	411,200	454,000	
90	275,000	341,100	379,900	392,300	411,500	454,400	
91	275,900	341,600	380,300	392,600	411,800	454,700	
92	277,000	342,000	380,700	392,800	412,000	455,000	
93	278,100	342,200	381,000	393,000	412,200	455,300	
94	279,100	342,600	381,500	393,300	412,500	455,700	
95	280,000	343,100	381,900	393,600	412,800	456,000	
96	281,000	343,500	382,300	393,800	413,000	456,300	
97	281,500	343,700	382,600	394,000	413,200	456,600	
98	282,400	344,100	383,100	394,300	413,500		
99	283,100	344,500	383,500	394,600	413,800		
100	284,000	344,800	383,900	394,800	414,000		
101	285,000	345,100	384,200	395,000	414,200		
102	285,800	345,500	384,700	395,300	414,500		
103	286,600	345,900	385,100	395,600	414,800		
104	287,400	346,300	385,500	395,800	415,000		
105	288,200	346,800	385,800	396,000	415,200		
106	288,700	347,200	386,300	396,300	415,500		
107	289,100	347,600	386,700	396,600	415,800		
108	289,600	348,000	387,100	396,800	416,000		
109	289,800	348,500	387,400	397,000	416,200		
110	290,100	348,900	387,900	397,300	416,500		
111	290,300	349,200	388,300	397,600	416,800		
112	290,700	349,500	388,700	397,800	417,000		
113	290,900	350,000	389,000	398,000	417,200		
114		350,400	389,500	398,300	417,500		
115		350,700	389,900	398,600	417,800		

	116		351,000	390,300	398,800	418,000		
	117		351,500	390,600	399,000	418,200		
	118		351,900	391,100	399,300			
	119		352,200	391,500	399,600			
	120		352,500	391,900	399,800			
	121		353,000	392,200	400,000			
	122		353,400	392,700	400,300			
	123		353,700	393,100	400,600			
	124		354,000	393,500	400,800			
	125		354,500	393,800	401,000			
	126		354,900					
	127		355,200					
	128		355,500					
	129		356,000					
	130		356,400					
	131		356,700					
	132		357,000					
	133		357,500					
再任用 職員		215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

別紙2  
別表第1(第3条関係)

給料表

(単位 円)

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	146,100	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100
	2	147,200	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500
	3	148,400	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000
	4	149,500	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400
	5	150,600	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300
	6	151,700	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600
	7	152,800	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700
	8	153,900	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	154,900	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	156,300	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	157,600	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	158,900	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	160,100	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	161,600	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	163,100	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	164,700	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	165,900	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	167,400	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	168,900	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	170,400	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	171,700	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	174,400	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	177,000	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	179,600	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	182,200	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	183,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	185,500	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	187,200	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	188,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
	30	190,400	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
	31	192,200	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
	32	193,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
	33	195,500	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
	34	197,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
	35	199,100	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700

再任職  
員以  
外の  
職員

36	<u>200,900</u>	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	<u>202,400</u>	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	<u>204,200</u>	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	<u>206,000</u>	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	<u>207,800</u>	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	<u>209,400</u>	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	<u>211,200</u>	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	<u>213,000</u>	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	<u>214,800</u>	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	<u>216,200</u>	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	<u>218,000</u>	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	469,100
47	<u>219,700</u>	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	469,500
48	<u>221,500</u>	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	469,800
49	<u>223,200</u>	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	470,100
50	<u>224,900</u>	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	470,600
51	<u>226,500</u>	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	471,000
52	<u>228,100</u>	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	471,300
53	<u>229,500</u>	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	471,600
54	<u>231,200</u>	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	472,100
55	<u>232,800</u>	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	472,500
56	<u>234,400</u>	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	472,800
57	<u>235,400</u>	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	473,100
58	<u>236,900</u>	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	473,600
59	<u>238,300</u>	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	474,000
60	<u>239,500</u>	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	474,300
61	<u>240,700</u>	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	474,600
62	<u>241,900</u>	325,700	365,200	381,700	404,100	445,300	475,100
63	<u>242,900</u>	326,500	365,900	382,300	404,400	445,600	475,500
64	<u>244,100</u>	327,300	366,600	382,900	404,700	445,900	475,800
65	<u>245,400</u>	328,200	366,900	383,300	405,000	446,200	476,100
66	<u>246,400</u>	328,600	367,600	383,900	405,300	446,600	476,600
67	<u>247,600</u>	329,300	368,300	384,500	405,600	446,900	477,000
68	<u>248,900</u>	330,100	369,000	385,100	405,900	447,200	477,300
69	<u>249,800</u>	330,900	369,300	385,500	406,100	447,500	477,600
70	<u>251,100</u>	331,600	369,900	386,000	406,400	447,900	478,100
71	<u>252,300</u>	332,300	370,600	386,500	406,700	448,200	478,500
72	<u>253,600</u>	333,000	371,200	387,100	407,000	448,500	478,800
73	<u>255,000</u>	333,500	371,500	387,400	407,200	448,800	479,100
74	<u>256,400</u>	334,100	372,100	387,800	407,500	449,200	
75	<u>257,600</u>	334,600	372,800	388,200	407,800	449,500	

76	<u>258,800</u>	335,200	373,400	388,600	408,000	449,800	
77	<u>260,000</u>	335,500	373,800	388,900	408,200	450,100	
78	<u>261,200</u>	336,000	374,300	389,200	408,500	450,500	
79	<u>262,500</u>	336,400	374,900	389,500	408,800	450,800	
80	263,600	336,900	375,400	389,800	409,000	451,100	
81	264,700	337,300	375,900	390,000	409,200	451,400	
82	265,800	337,800	376,500	390,300	409,500	451,800	
83	267,100	338,300	377,000	390,600	409,800	452,100	
84	268,400	338,800	377,300	390,800	410,000	452,400	
85	269,400	339,100	377,700	391,000	410,200	452,700	
86	270,500	339,500	378,200	391,300	410,500	453,100	
87	271,800	340,000	378,600	391,600	410,800	453,400	
88	273,100	340,400	379,000	391,800	411,000	453,700	
89	274,000	340,700	379,400	392,000	411,200	454,000	
90	275,000	341,100	379,900	392,300	411,500	454,400	
91	275,900	341,600	380,300	392,600	411,800	454,700	
92	277,000	342,000	380,700	392,800	412,000	455,000	
93	278,100	342,200	381,000	393,000	412,200	455,300	
94	279,100	342,600	381,500	393,300	412,500	455,700	
95	280,000	343,100	381,900	393,600	412,800	456,000	
96	281,000	343,500	382,300	393,800	413,000	456,300	
97	281,500	343,700	382,600	394,000	413,200	456,600	
98	282,400	344,100	383,100	394,300	413,500		
99	283,100	344,500	383,500	394,600	413,800		
100	284,000	344,800	383,900	394,800	414,000		
101	285,000	345,100	384,200	395,000	414,200		
102	285,800	345,500	384,700	395,300	414,500		
103	286,600	345,900	385,100	395,600	414,800		
104	287,400	346,300	385,500	395,800	415,000		
105	288,200	346,800	385,800	396,000	415,200		
106	288,700	347,200	386,300	396,300	415,500		
107	289,100	347,600	386,700	396,600	415,800		
108	289,600	348,000	387,100	396,800	416,000		
109	289,800	348,500	387,400	397,000	416,200		
110	290,100	348,900	387,900	397,300	416,500		
111	290,300	349,200	388,300	397,600	416,800		
112	290,700	349,500	388,700	397,800	417,000		
113	290,900	350,000	389,000	398,000	417,200		
114		350,400	389,500	398,300	417,500		
115		350,700	389,900	398,600	417,800		



	116		351,000	390,300	398,800	418,000		
	117		351,500	390,600	399,000	418,200		
	118		351,900	391,100	399,300			
	119		352,200	391,500	399,600			
	120		352,500	391,900	399,800			
	121		353,000	392,200	400,000			
	122		353,400	392,700	400,300			
	123		353,700	393,100	400,600			
	124		354,000	393,500	400,800			
	125		354,500	393,800	401,000			
	126		354,900					
	127		355,200					
	128		355,500					
	129		356,000					
	130		356,400					
	131		356,700					
	132		357,000					
	133		357,500					
再任用 職員		215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

## 第83号議案

### 指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて議決を求める。

- 1 公の施設の名称 吉川市老人福祉センター
- 2 指定管理者として指定するもの  
主たる事務所の所在地 埼玉県吉川市吉川一丁目14番地40  
名 称 特定非営利活動法人たすけあい・よしかわ  
代 表 者 職 氏 名 代表理事 野田妙子
- 3 指定の期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで  
令和元年11月29日提出

吉川市長 中原恵人

### 提案理由

吉川市老人福祉センターの指定の期間が令和2年3月31日をもって満了となるため、特定非営利活動法人たすけあい・よしかわを指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものである。

## 第84号議案

### 指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて議決を求める。

- 1 公の施設の名称 吉川市民交流センターおあしす、吉川市立図書館及び吉川市視聴覚ライブラリー
- 2 指定管理者として指定するもの 次に掲げる法人の共同事業体
  - (1) 主たる事務所の所在地 東京都中央区銀座四丁目12番15号  
名 称 株式会社オーエンス  
代表者職氏名 代表取締役 大木一雄
  - (2) 主たる事務所の所在地 東京都文京区大塚三丁目1番1号  
名 称 株式会社図書館流通センター  
代表者職氏名 代表取締役 細川博史
  - (3) 主たる事務所の所在地 埼玉県さいたま市浦和区常盤5丁目2番18号  
名 称 アイル・コーポレーション株式会社  
代表者職氏名 代表取締役 田口幸隆
- 3 指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで  
令和元年11月29日提出

吉川市長 中原恵人

### 提案理由

吉川市民交流センターおあしす、吉川市立図書館及び吉川市視聴覚ライブラリーの指定の期間が令和2年3月31日をもって満了となるため、株式会社オーエンス、株式会社図書館流通センター及びアイル・コーポレーション株式会社の共同事業体を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものである。

## 第85号議案

### 工事請負契約の変更契約の締結について

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて議決を求める。

- 1 工 事 名 吉川美南駅東口周辺地区1号調整池工事（その1）
- 2 工事場所 吉川市大字高久地内
- 3 工 期 契約締結日から令和2年3月31日まで
- 4 請負金額 変更前 283,690,000円  
変更後 362,010,000円
- 5 請負業者 住 所 埼玉県吉川市栄町1432番地2  
氏名又は名称 名倉建設株式会社  
代表者職氏名 代表取締役 名倉泰史

令和元年11月29日提出

吉川市長 中原恵人

### 提案理由

令和元年6月12日付けで効力が発生した吉川美南駅東口周辺地区1号調整池工事（その1）の請負契約について、調整池周囲の遮水工を完了することで、1号調整池の工事の進捗及び全体事業費の縮減を図れることから請負金額の変更をしたいので、吉川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年吉川町条例第6号）第2条の規定により、この案を提出するものである。

## 第86号議案

吉川市学校給食センター整備運営事業契約の変更契約の締結について

次のとおり吉川市学校給食センター整備運営事業契約の変更契約を締結することについて議決を求める。

- |          |  |
|----------|--|
| 1 事業名    | 吉川市学校給食センター整備運営事業  |
| 2 事業場所   | 吉川市大字川藤字前新田3265番1 外3筆  |
| 3 事業期間   | 本契約の日から令和13年3月31日まで  |
| 4 事業内容   | 施設の設計、建設、維持管理及び運営  |
| 5 契約金額   | 変更前 6,499,593,514円<br>変更後 6,580,753,489円                               |
| 6 契約の相手方 | 住 所 埼玉県吉川市大字小松川621番地2<br>氏名又は名称 株式会社吉川スクールランチサービス<br>代表者職氏名 代表取締役 善田高志 |

令和元年11月29日提出

吉川市長 中原恵人

### 提案理由

平成26年6月11日付けで効力が発生した吉川市学校給食センター整備運営事業契約について、吉川中学校の新設等に伴うサービス対価の改定を行うため、同契約別添吉川市学校給食センター整備運営事業契約約款第51条第3項の規定により、契約金額を変更したいので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定により、この案を提出するものである。

## 第87号議案

### 市道の路線認定について

次のとおり市道の路線認定をすることについて議決を求める。

#### 路線認定

路線名	起 点	終 点
2-1815	吉川二丁目1番26地先	吉川二丁目1番27地先
2-1816	大字保字仲田797番8地先	大字保字仲田797番6地先

令和元年11月29日提出

吉川市長 中原恵人

#### 提案理由

吉川二丁目地内及び大字保地内において、宅地開発における新設道路の路線認定を行いたいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、この案を提出するものである。